

# 石部地域旧東海道沿道地区の景観づくりについて

～石部宿の歴史と未来をつなぐ、にぎわいある今を映す心地よい街道の景観づくりを目指して～



湖 南 市

# 湖南省景観計画とは

湖南省景観計画は、景観法第8条第1項に規定される法定計画であり、良好な景観づくりに向けて、景観法の規定のうち必要な事項を定めたものです。

湖南省内で行われる建築等の行為は、「湖南省景観計画」への適合が求められます。



## 景観づくりの理念

本市において地域の特性に応じた独自の景観づくりを進めていくため、次のとおり景観づくりの基本理念と将来像を定め、積極的に景観づくりの取り組みを推進していくこととします。

### 《景観づくりの基本理念》

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。  
そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

### 《将来像》

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

# 景観計画の区域

湖南省景観計画区域(市全域)	
<b>重点地区</b> 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域で地域の理解が得られた区域	三雲地域 旧東海道沿道地区
	石部地域 旧東海道沿道地区
	野洲川及び 国道1号周辺地区
<b>一般地区</b> 大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く湖南省全域(重点地区候補地を含む)
<b>重点地区候補地</b> 地域の個性を活かしたまちづくりを促進する必要がある区域	湖南三山周辺地区



## 石部地域旧東海道沿道地区 区域図

石部地域旧東海道沿道地区は、市道石部東線落合川橋から栗東市との市境までの区間で、道路境界から25mの範囲です。

敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域とします。



## 景観づくりの方針

石部宿の歴史と未来をつなぐ、  
にぎわいある今を映す街並みづくり

～先人が積み重ねてきた各時代を映す街並み、社寺、祭の風景の上に、  
百年先にも資産・財産となる質の高い営みを積み重ねる景観づくり～

石部宿に暮らす人々、  
行き交う人々にとって魅力ある共有  
空間づくり

～宿場町に暮らす人々の“営み”と“おもてなし”が行きかう  
人々の心とも響き合う景観づくり～

# 石部宿の歴史と未来をつなぐ、にぎわいある今を映す街並みづくり

～先人が積み重ねてきた各時代を映す街並み、社寺、祭の風景の上に、

百年先にも資産・財産となる質の高い営みを積み重ねる景観づくり～

- ・ 東海道の宿場として栄えた歴史的な雰囲気大切にしつつ、時代に合わせて更新される街並みの積み重ねにより、百年先にも誇りをもって住み継ぐことのできる美しい景観を目指します。
- ・ 街道の沿道に住む人、街道を行き交う人により育まれた豊かな文化が感じられる名所旧跡や、伝統的な様式を取り入れた風格を感じさせる建築物、歴史ある祭などの歴史を感じさせる地域資源を大切に継承し続けます。
- ・ 店舗や戸建住宅、集合住宅等、多様な形態の建築物が調和を保ちながら、歴史ある石部の活気を感じさせる景観の創造を目指します。



# 石部宿に暮らす人々、行き交う人々にとって魅力ある共有空間づくり

～宿場町に暮らす人々の“営み”と“おもてなし”が行きかう

人々の心とも響き合う景観づくり～

- ・ 地域に暮らす人々に大切に伝えられてきた伝統的な祭事の舞台、住まう人の丁寧な暮らしぶりが感じられる玄関まわりのしつらい、四季折々の変化を感じながら散策を楽しむことができる場として東海道・石部宿の価値を見つめ直し、住民だけでなく来訪者にとっても魅力ある空間づくりを目指します。
- ・ 駅や商業施設を活かした利便性の高い、車と歩行者が安全安心に通行できる、暮らしやすいまちを目指します。
- ・ 幅広い世代の住民が互いに協力し、暮らしの中で誰もが活躍できるまちづくりを目指します。



## 景観法に基づく届出の流れ

建築等の行為をしようと思ったら、まずは市に相談しましょう。

相談窓口：湖南省役所 景観担当課



「湖南省景観計画」で、  
湖南省の景観づくりの理念・目標・基本方針や、  
行為を行う場所の景観方針を確認しましょう。

「湖南省景観計画」は、市のホームページで確認できます。

高さや面積が、届出の対象となるかどうか、確認しましょう。

届出の対象

届出の対象外



## 事前協議

予定する行為の内容を基準に沿ったものとし、景観法に基づく届出をスムーズに行うため、事前協議をお願いします。

景観アドバイザーへの照会

事前協議で提出していただいた内容は、『湖南省景観アドバイザー』に照会し、ご意見をいただきます。

## 事前協議の終了

(事前協議終了の通知を交付します)

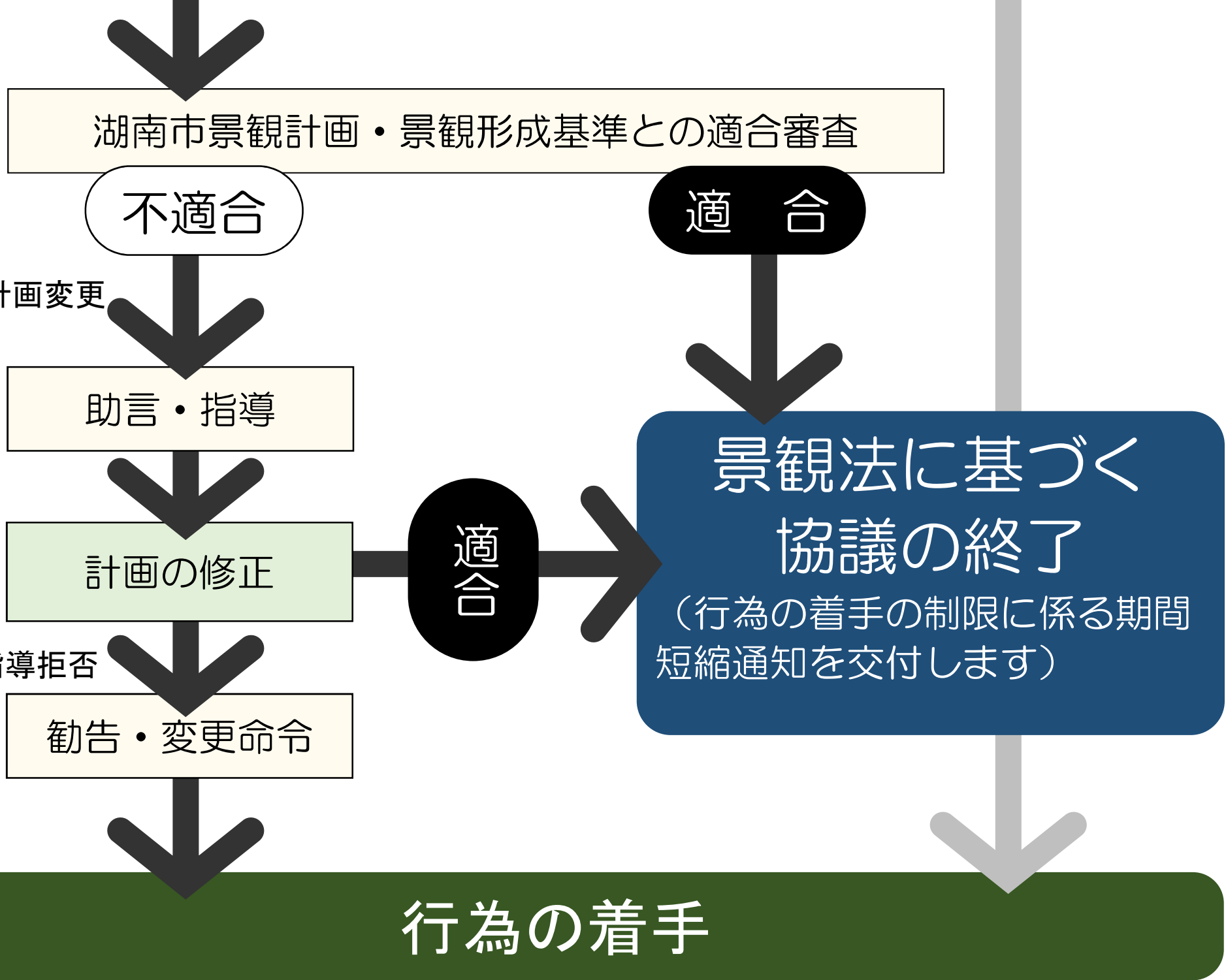
事前協議にかかる期間は、概ね1か月程度です。  
事前協議終了の通知内容を踏まえ、届出を行ってください。

## 景観法に基づく届出

(景観法第16条)

建築確認申請を行う30日以上前、その他の行為の場合は、その他の行為に着手する30日以上前に届出を行ってください。

原則として、三十日以内は工事の着手ができません  
場合により九十日まで延長の可能性があります。



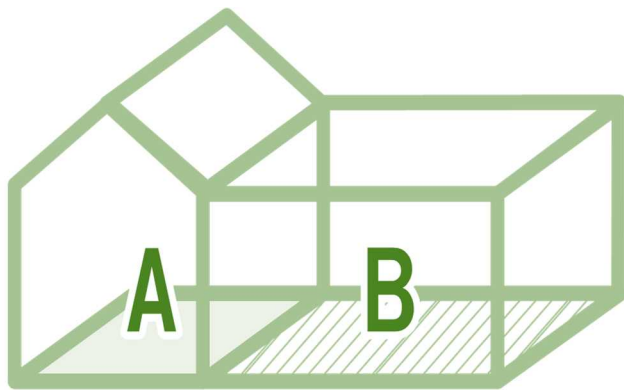
# 届出の対象となる行為

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。

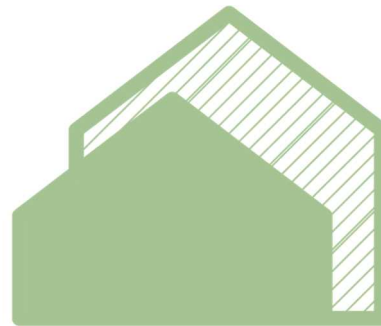
## 1-1 建築物の新築、増築、改築または移転

### 行為の規模等

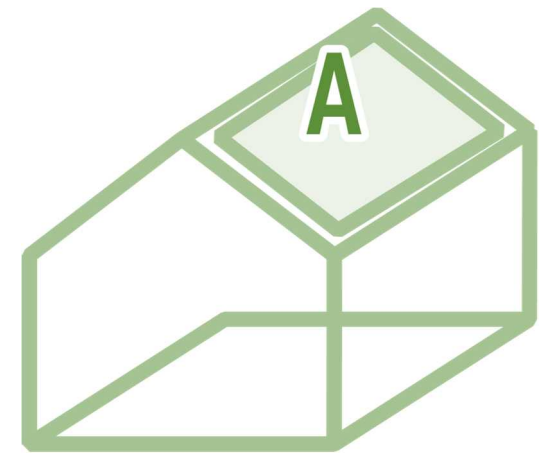
行為に係る部分の床面積の合計が  $10 \text{ m}^2$  を超えるものまたは高さが  $5 \text{ m}$  を超えるもの  
太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの、）の設置で、設置面積の合計が  $5 \text{ m}^2$  を超えるもの



$$A+B > 10\text{m}^2$$



$$h > 5\text{m}$$



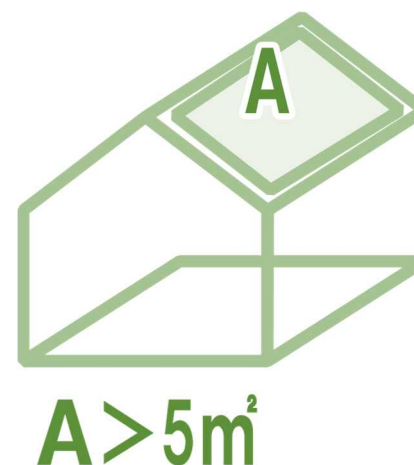
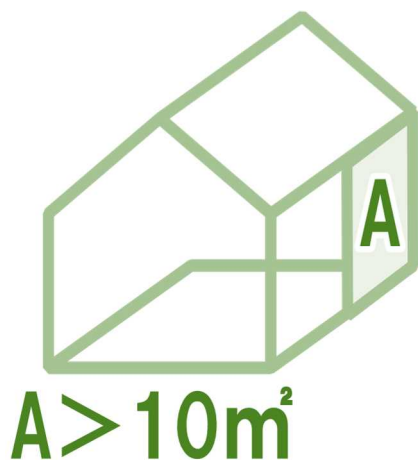
$$A > 5\text{m}^2$$

## 1-2 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

### 行為の規模等

行為に係る部分の面積の合計が  $10 \text{ m}^2$  を超えるもの

太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が  $5 \text{ m}^2$  を超えるもの

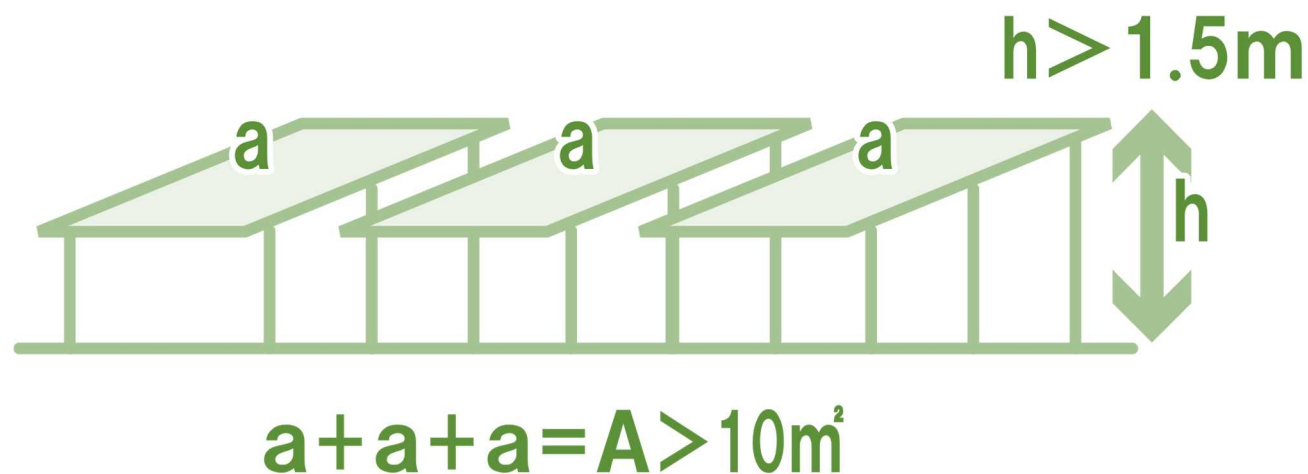


※変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も、「色彩の変更」に該当し、届出が必要となります。

## 2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	行為の規模等
垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが1.5mを超えるもの、または長さが10mを超えるもの
汚水または廃水処理施設	行為後の高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100 m <sup>2</sup> を超えるもの
送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物	行為後の高さが13mを超えるもの

項目	行為の規模等
太陽光発電設備等	太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置面積の合計が $10 \text{ m}^2$ を超えるものまたは高さが $1.5 \text{ m}$ を超えるもの



※太陽光発電設備等の面積は、水平投影面積で判断します。

※太陽光発電設備等の高さは、原則として地盤面からの高さとします。

項目	行為の規模等
その他の工作物※	行為後の高さが5 mを超えるもの

※その他の工作物

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

届出が必要な建築物の新設、増築、改築もしくは移転に係る「垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの」を始めとする工作物の新設等の行為は、工作物の新設等で届出の対象となる規模以下のものについても届出の対象となります。

### 3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

#### 行為の規模等

行為に係る部分の面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの

### 4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

#### 行為の規模等

切土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100 m<sup>2</sup>を超えるもの

### 5 木竹の伐採

行為の規模等	届出不要の場合
高さが5 mを超えるもの	(1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 (2) 枯損した木竹または危険な木竹の伐採 (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 (4) 仮植した木竹の伐採 (5) 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採



## 6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### 行為の規模等

高さが1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が30日以内の行為は除く）

## 7 水面の埋立てまたは干拓

### 行為の規模等

盛土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの



# 景観形成基準の概要

湖南省景観計画には、以下の項目ごとに景観形成基準が定められています。

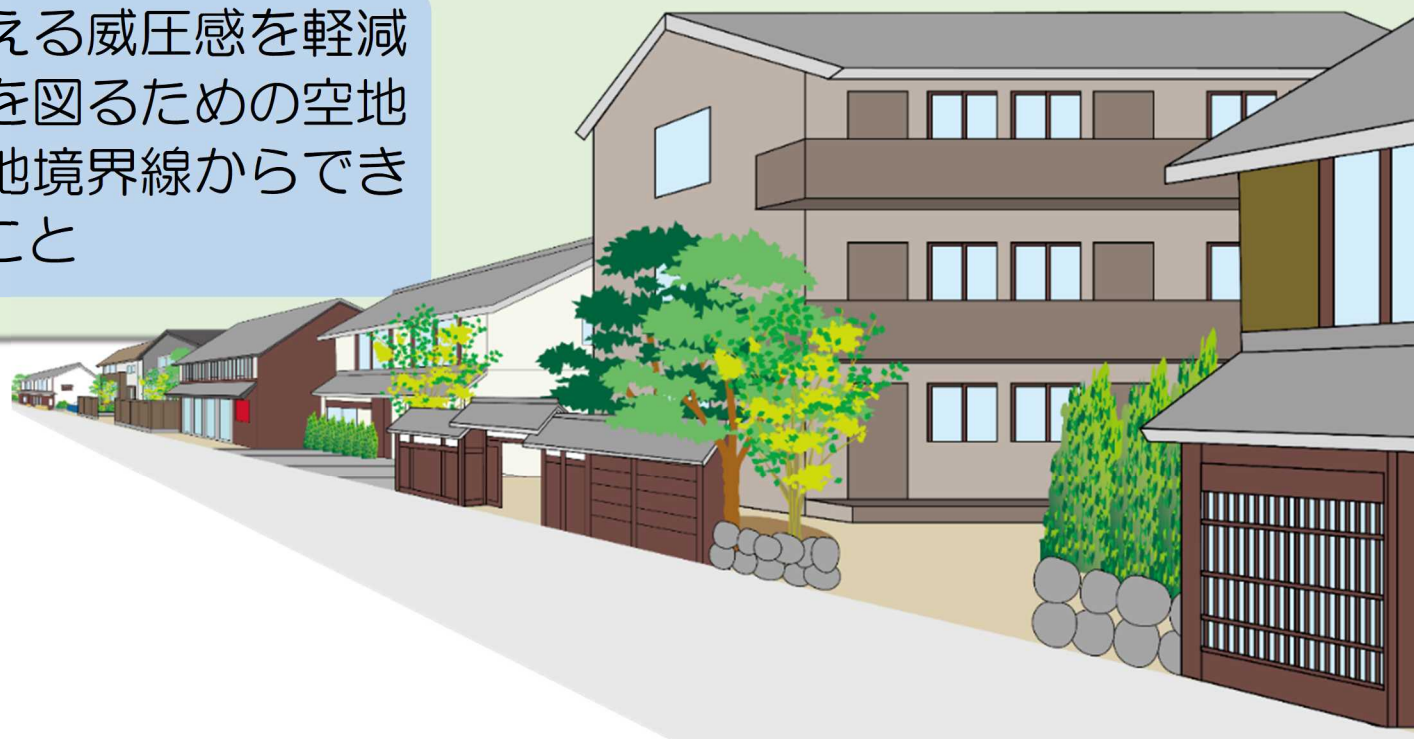
1 建 築	1-1	建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築
	1-2	建築物等の移転
	1-3	建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え
	1-4	建築物等の外観の色彩の変更
2 工 作 物	2-1	垣、柵、塀その他これらに類するものの新設、増築または改築
	2-2	汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築
	2-3	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路の新設、増築または改築
	2-4	太陽光発電設備等
	2-4	その他の工作物
3	開発行為	
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	
5	木竹の伐採	
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
7	水面の埋め立てまたは干拓	

# 景観のイメージと基本的な考え方

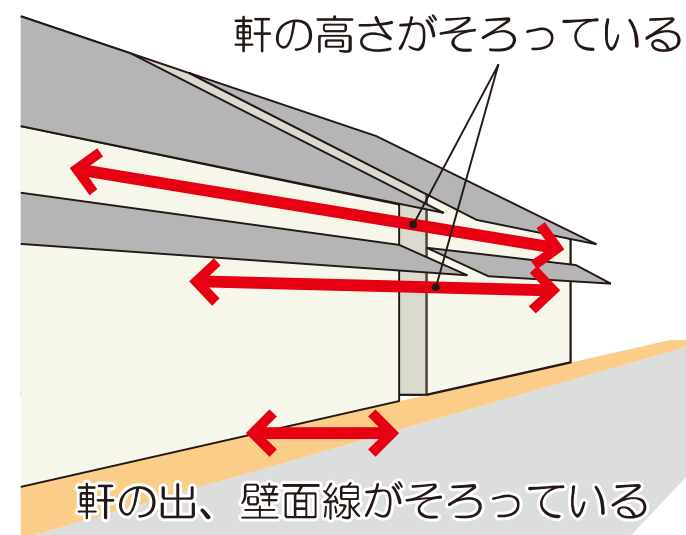
## 1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築

### 1) 敷地内における位置

- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。
- 戸建て住宅・店舗**：旧東海道に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮すること。
- 集合住宅**：周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること



- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することで、整然とした街並みの形成に努める
- 敷地内の樹木を修景に生かせるよう配慮する。



壁面線がそろった家並



旧東海道に面して駐車スペースを確保しながらも、門や塀の設置により、通りの連続性に配慮している例



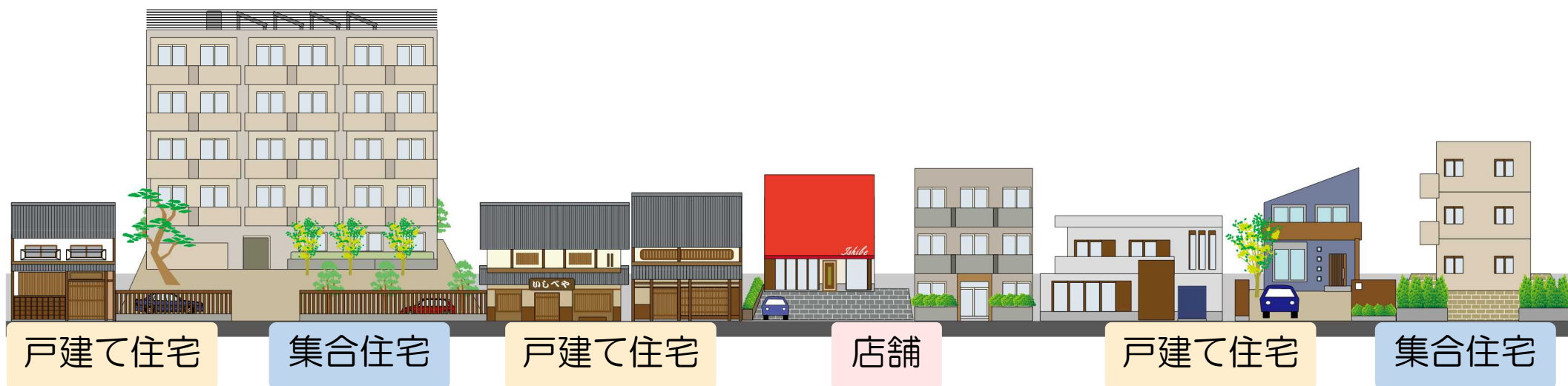
旧東海道に面して駐車スペースを確保しながらも、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮している例

## 2) 形態

- 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- 屋根の形態は、周辺の入母屋や切妻等の形態の屋根の建築物が多い和風の街並みとの調和に配慮し、連続した街並みを乱さないよう努めること
- **戸建て住宅**：旧東海道に面する建物の高さは原則として2階建て以下とすること。
- **集合住宅**：旧東海道に面する建物の高さは原則として4階建て以下とすること。
- **店舗**：旧東海道に面する建物の高さは原則として3階建て以下とすること。



- 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。



□ 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）としましょう。



高台からの眺望



統一された屋根の勾配、向きにより、家並の連続性に配慮している例



旧東海道沿道で一般的に見られる屋根勾配 5/10

- 道路に面する 1、2 階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設ける。
- 道路に面する 3 階の外壁面は、2 階建てが多い街並みとの調和に配慮する。



軒庇の連続した景観の例



軒庇風の意匠を用いることで、家並の連続性に配慮している例



1 階、2 階に軒庇を設け、3 階部分の壁面線を後退させている例

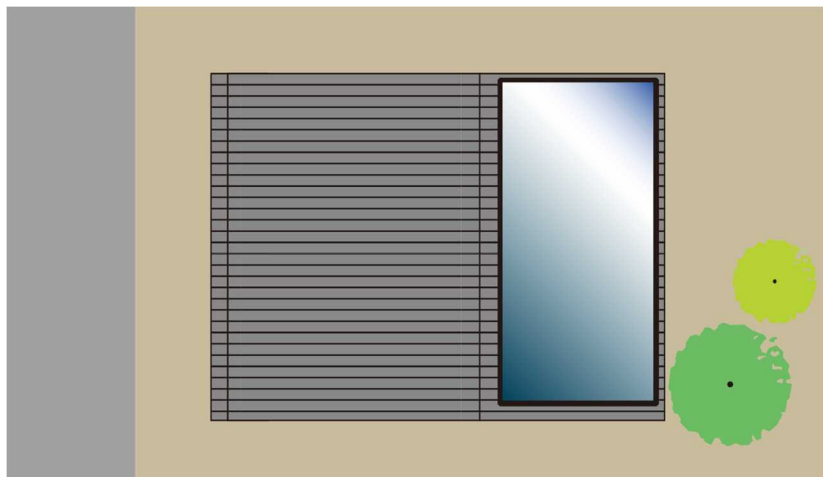


- 太陽発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）は、旧東海道から望見できる場所には設置しない。

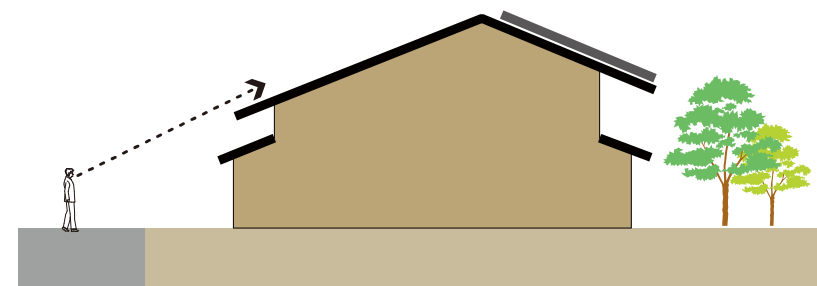
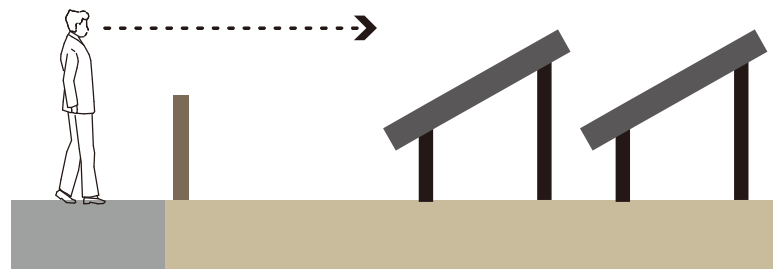


屋根の形状・色彩との一体感に配慮したソーラーパネルの例

# 【旧東海道から見えにくいよう配慮した太陽光発電施設の設置イメージ】



旧東海道から見えにくい場所に設置



旧東海道



旧東海道

### 3) 意匠

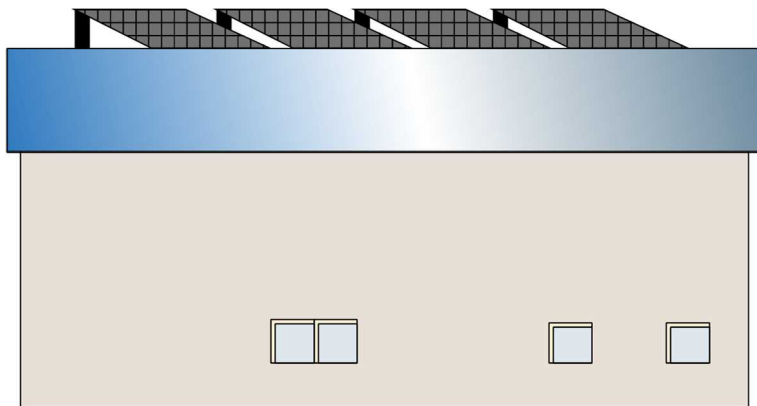
- 建物の外観は、石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすること。
- 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。



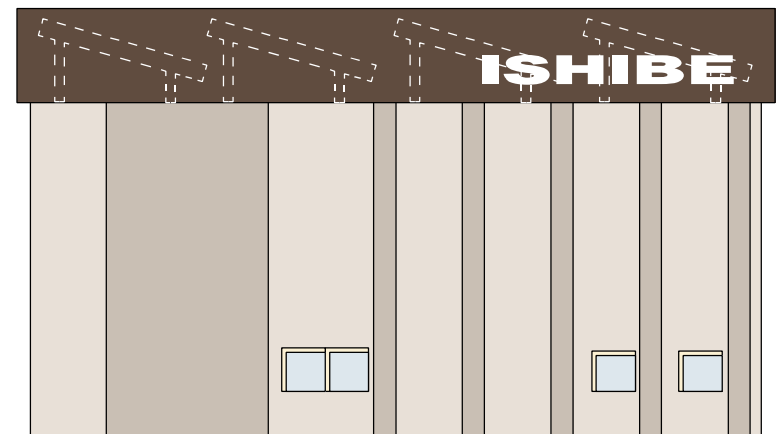
- 石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とする。



石部宿の伝統的な意匠の建築物の例 周辺の様式を継承した意匠の建築物の例



圧迫感・威圧感を与える長大な壁面



建築物周辺の緑化や建築物の分節化、階数の工夫などにより、圧迫感・威圧感を軽減

#### 4) 色彩

- けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。

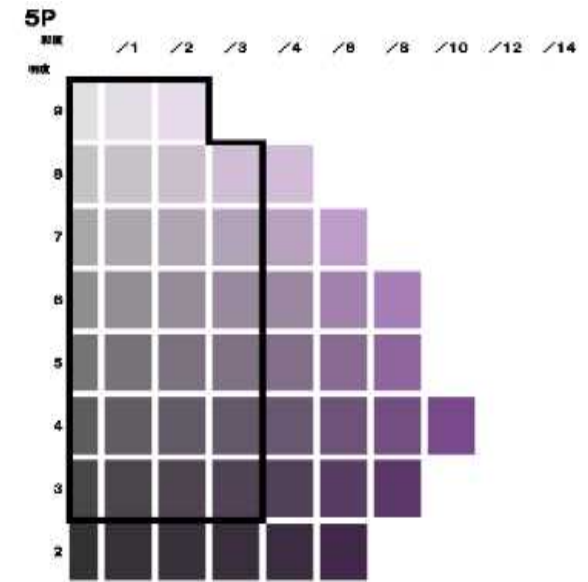
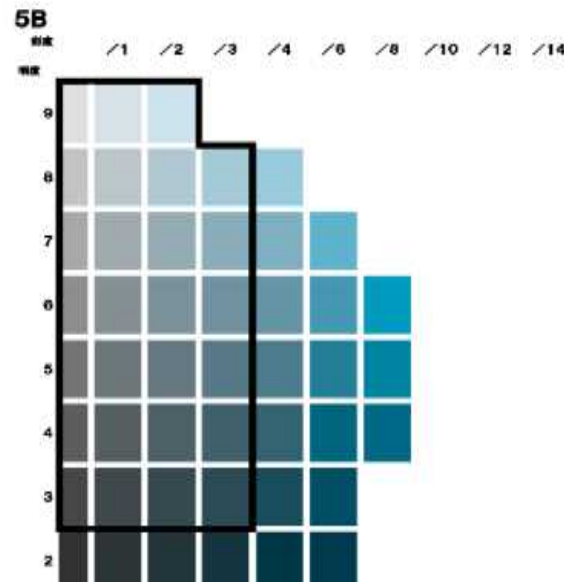
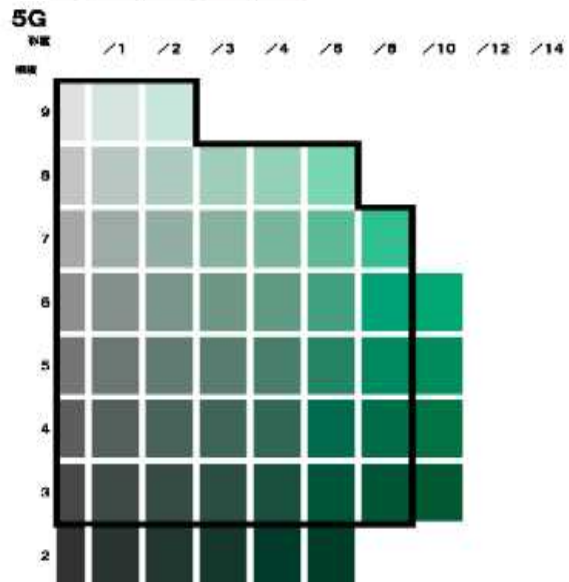
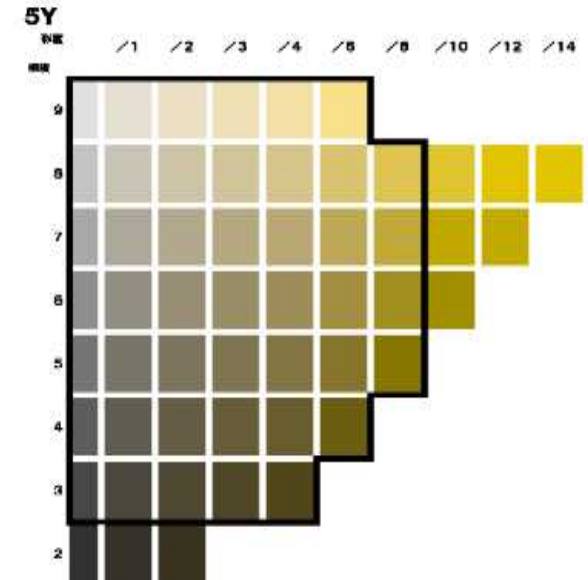
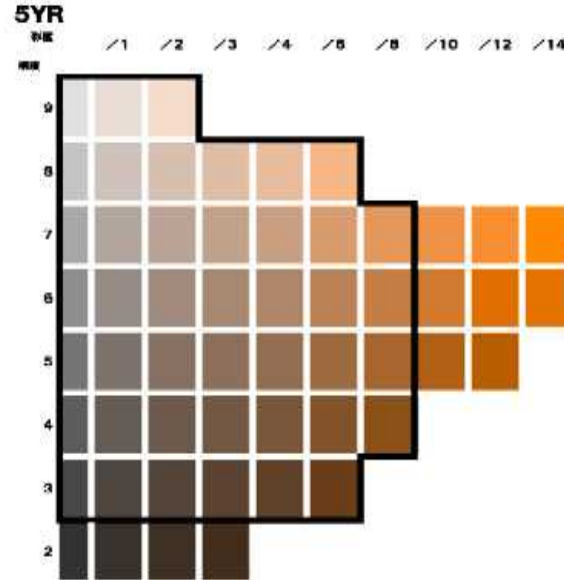
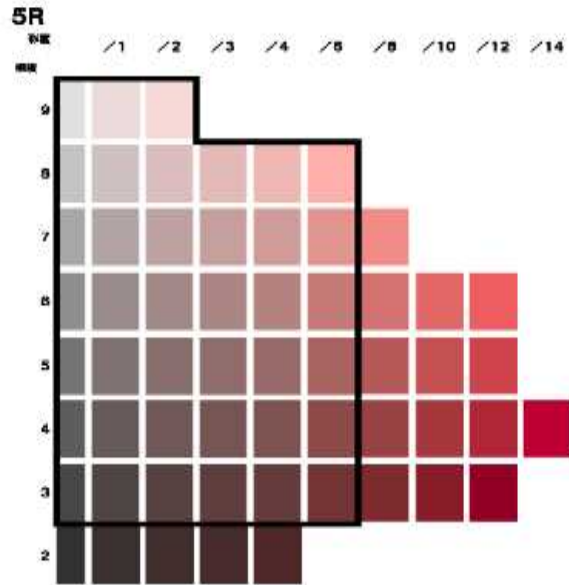
色相※ <sup>1</sup>	彩度※ <sup>2</sup>	明度※ <sup>3</sup>
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上



- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。



- 外観および屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

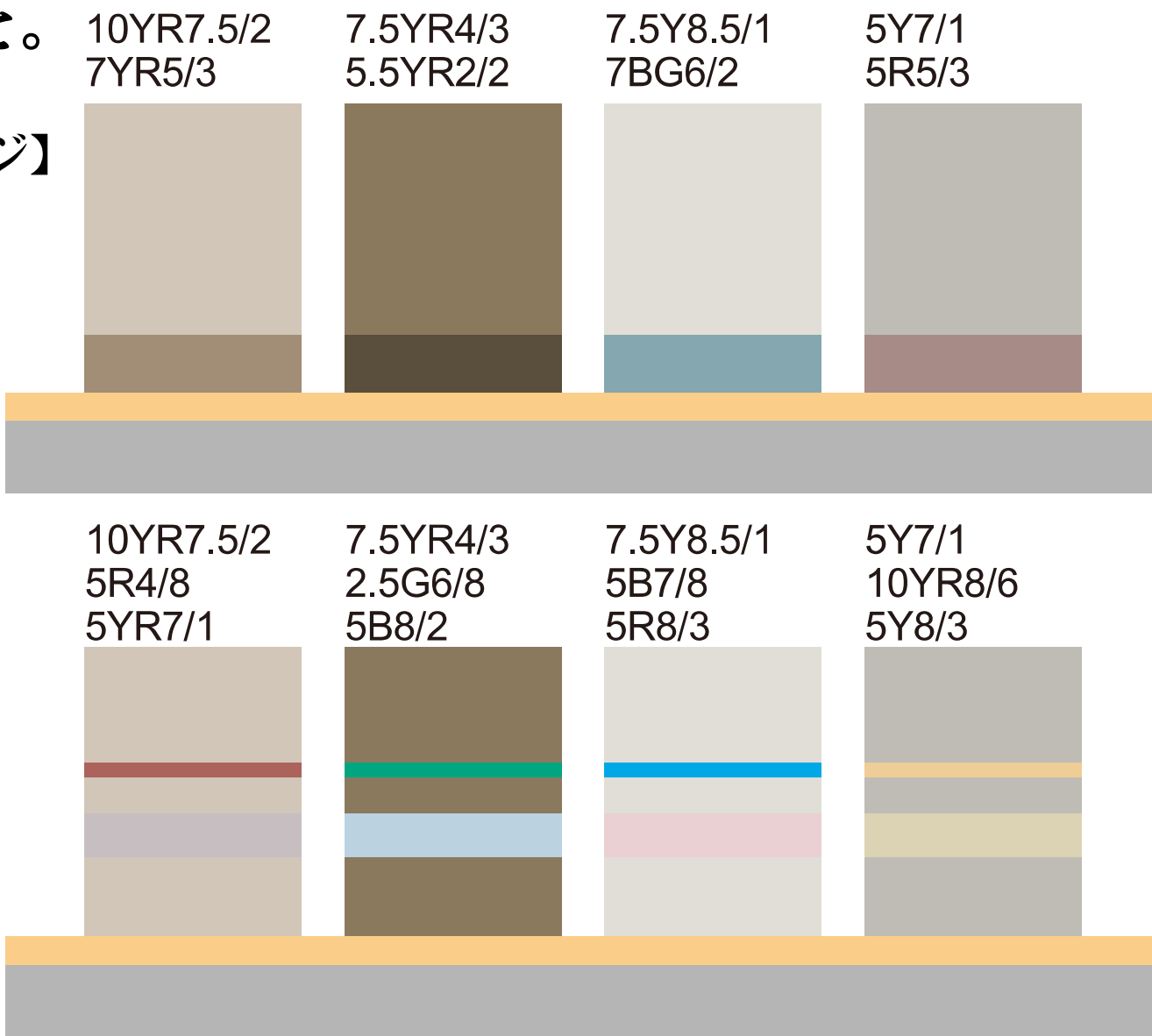


- 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。
- 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるように配慮すること。

### 【景観に調和する配色のイメージ】

複数の色を用いる場合は、多色を避け、2～3色程度とすると、周辺との調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色を下層に持ってくると、安定した印象を感じさせることができます。

3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（明度4～8、彩度3以下程度）を基調とし、強調色との対比調和に配慮します。





## 5) 素材

- 近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物がある場合は、これらの建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。



- 和風の街並みになじみ、かつ耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。
- 和風の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用いる。



伝統的な素材を用いた建築物の例



古くからある材料との調和に配慮して改修された建築物の例

## 6) 敷地の緑化措置

- 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。  
特に旧東海道をはじめ、道路に面した部分の緑化に努めること。



- 建築物が周辺景観と融和し、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。
- できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる。
- 建築物の高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。
- 大規模建築物※<sup>1</sup>にあっては、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化する。
- 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

周辺環境との調和に  
配慮した植栽の例



## 7) 樹木等の保全措置

- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。



- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。
- 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。



塀越しに眺めることができる敷地内の緑

## 2 工作物の新築、増築または改築

### 2-1 垣、柵、塀

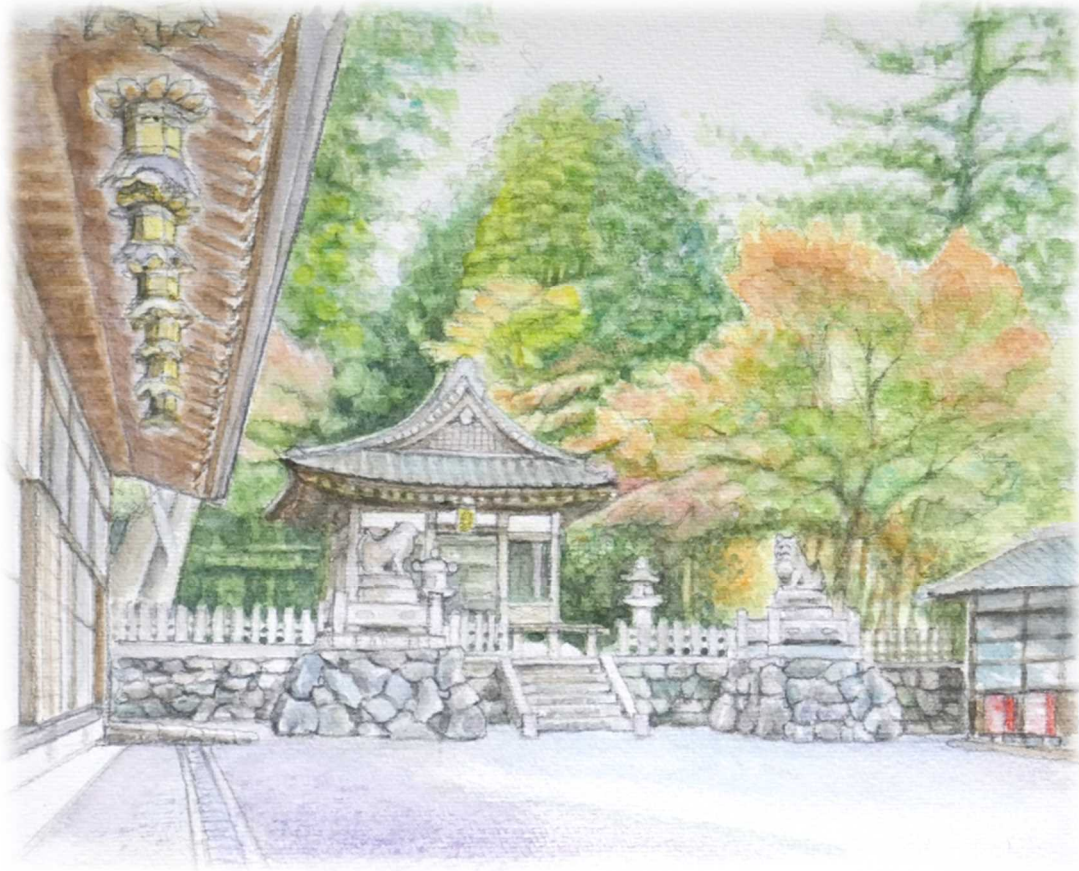
- 旧東海道に面して垣、さく、塀を設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板べい、土べいなどを基本とすること。



- 旧東海道に面して垣、柵、塀を設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを用いる。







風景画は、景観審議会委員 河野 幸雄さんの作品です。

